~18歳からの「君ならどうする?」~ 若年者のための消費生活サポート情報



第25号 20<u>23. 5. 25</u>

業者が突然訪問してきて 契約してしまった・・

事例

昨日、賃貸アパートに「機器点検のためオートロックを解除してほしい」と業者が訪問してきて、「キャンペーン中のため、工事費や事務手数料、4ヶ月分の月額料金が無料になる、回線速度も速くなる」と光回線を勧誘され、契約してしまった。光回線を変更する必要はないと思うので解約したい。(10代 男性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



- ○電気通信事業法の消費者保護ルールでは、光回線等の契約時に、会社名や勧誘する旨を告げることとされています。
- ○光回線の契約は同法の「初期契約解除制度」の対象 となり、契約書面を受け取った日から8日以内に書 面で申し出れば契約解除が可能です。
- ○キャンペーン中などの言葉に惑わされず、現在の契約内容と比較・検討し、必要がなければ、きっぱり断るようにしましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから ~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html



困った時はひとりで悩まず相談しましょう! 北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 (050-7505-0999

消費者ホットライン* 【188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

